

保 医 第 440 号
令和8年7月24日

県内各病院及び診療所の開設者 殿

沖縄県保健医療介護部医療政策課長
(公 印 省 略)

オンライン診療を行う医療機関の届出について（通知）

みだしのことについて、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）」（令和8年3月27日付け医政発 0327 第5号厚生労働省医政局長通知）により、オンライン診療を行う医療機関の届出について通知されたところです。

つきましては、届出の取り扱いについては下記のとおりですので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. オンライン診療実施に係る届出について

オンライン診療を行う病院又は診療所はその旨を届け出ることとされた。

2. 届出の方法について

令和8年4月1日以降、新たに病院又は診療所を開設したときはオンライン診療の実施の有無について開設届にその旨を記載し、令和8年4月1日時点で現にオンライン診療を実施している病院又は診療所については変更の届出により、医療機関の所在地を管轄する保健所に届け出なければならない。

なお、病院又は診療所が令和8年4月1日以降、新たにオンライン診療を実施する場合についても変更の届出により届け出なければならない。

3. 経過措置について

令和8年4月1日時点で現にオンライン診療を行っている病院又は診療所については、令和9年3月31日までにオンライン診療の実施について届出をすれば足りるよう経過措置されていることから、当該経過措置期間内に変更届を届け出なければならないこと。

沖縄県保健医療介護部 医療政策課 TEL : (098) 866-2111 FAX : (098) 866-2714 Mail : aa090603@pref.okinawa.lg.jp
